

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置

法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 当分の間の内閣総理大臣等の俸給月額等（附則第四条関係）

1 内閣総理大臣並びに国务大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び常勤の大臣補佐官のうち国会議員から任命されたもの（以下「内閣総理大臣等」という。）の俸給月額について、特別職の職員の俸給月額の改定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によるものとする。

2 内閣総理大臣等の期末手当について、当分の間、支給割合を百分の百六十五とすること。

3 2の適用がある場合においては、各議院の議長、副議長及び議員が受ける国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二第一項及び第十一条の四の規定による期末手当については、内閣総理大臣等の例によるものとする。

二 当分の間の二千二十五年日本国際博覧会政府代表の俸給月額等（附則第五条関係）

1 政府代表の俸給月額について、改定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によるものとする。

2 政府代表の期末手当の支給について、当分の間、内閣総理大臣等の例によるものとする事。

三 その他

その他所要の規定を整理すること。